

渉外業務におけるお客様への受取書等の交付について

紀北川上農業協同組合

お客様への大切なお知らせ

お客様にJA貯金を安心してご利用いただくため、JA紀北かわかみでは以下のような手続きを定めております。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 「受取書」または「預り証」の交付について

- (1) 当JAでは、職員がご自宅やお勤め先でお客様から現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預かりする際には、受領事実や預かり事実を証するものとして、必ず専用の「受取書」または「預り証」を作成してお渡しいたします。

「受取書」または「預り証」は必ずお受取りいただきますようお願いいたします。

*定期積金証書領収欄に領収印を押印して現金をお預かりする場合等、お客様が他の書類等でご確認いただける場合は、「受取書」を発行しない場合があります。

- (2) 当JAの職員が、専用の「受取書」または「預り証」以外の名刺やメモ等を代用してお預かりすることは、絶対にありません。

また、お客様の印鑑をお預かりすることもございません。

「受取書」または「預り証」は大切な証拠書類ですので、必ず内容をご確認ください。

- (3) 「受取書」または「預り証」は、お預かりした通帳・証書等をお客様へお返しする際に回収させていただきます。それまで大切に保管してください。

なお、通帳・証書等をお受取りの際には、その内容等について必ずご確認くださいませようようお願いいたします。

2. ご確認等の代筆について

- (1) 当JAの職員は、契約書・各種貯金等申込書・貯金払戻請求書等のお客様に記入いただく欄の代筆は行っておりません。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- (2) お客様の何らかの理由により、ご記入ができない場合は、担当者にご相談ください。

その他、ご不明な点がございましたら、各支店または本店金融部までお問い合わせください。